

近運自二第409号の2
平成23年8月22日

財団法人 大阪タクシーセンター会長 殿

近畿運輸局長

タクシー業務適正化特別措置法に基づく乗車禁止
地区における客扱いについて

標記について、別紙のとおり関係団体長あて通達したので、了知されるとともに、貴センターにおいても対応されるようお願いいたします。

近運自二第408号
平成23年8月22日

社団法人大阪タクシー協会 会長 殿

近畿運輸局長

タクシー業務適正化特別措置法に基づく乗車禁止
地区における客扱いについて

大阪市内の北新地地区及び南地地区においては、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年5月19日法律第75号）第43条第1項に基づき、昭和48年12月7日付け官報公示により、タクシー乗車を指定するとともに、旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区及び時間を指定しているところであり、また、同乗車禁止地区及び時間には道路交通法に基づく自動車乗り入れ禁止等の交通規制が行われている。

しかしながら、指定するタクシー乗車禁止地区において禁止時間にもかかわらず、地区内への自動車乗り入れ、指定されたタクシー乗場以外で旅客を乗車させる行為等の違法が頻発している。これら違法行為に対しては、従来から指導を行ってきたにもかかわらず、改善が見受けられないことは、誠に遺憾である。

については、上記違法不適切な行為がないよう、貴協会におかれては傘下会員に対して強力に指導されたい。

なお、今後、当局及び財団法人大阪タクシーセンターにより当該違法不適切な行為を発見した場合は、関係法令等に基づき厳正に措置することを申し添える。